

9. ゴルフ場利用税

(1) ゴルフ場

区分	ホール数	税率	施設数	利用人員			調定額
				総利用人員	非課税 利用人員	差引利用人員	
				人	人	人	千円
ゴ	18ホールを 超えるもの	1,200円	1	65,452	26,721	38,731	45,624
		1,100円以上1,200円未満	4	178,923	37,536	141,387	153,657
		1,000円以上1,100円未満	2	143,975	35,344	108,631	112,997
		800円超 1,000円未満	6	519,580	114,724	404,856	365,450
		800円	2	157,946	39,945	118,001	91,102
		600円以上 800円未満	18	1,138,211	237,300	900,911	556,160
		400円以上 600円未満	3	364,747	83,557	281,190	135,250
		400円未満	1	100,540	18,552	81,988	28,696
		小計	37	2,669,374	593,679	2,075,695	1,488,936
		ル	18ホール	1,200円	11	325,011	90,860
1,100円以上1,200円未満	11			302,668	40,722	261,946	295,084
1,000円以上1,100円未満	7			185,205	40,003	145,202	146,487
800円超 1,000円未満	16			721,360	122,342	599,018	545,709
800円	7			351,959	78,666	273,293	214,180
600円以上 800円未満	32			1,565,463	306,780	1,258,683	799,569
400円以上 600円未満	21			1,065,883	195,242	870,641	385,707
400円未満	16			940,110	182,675	757,435	259,572
小計	121	5,457,659	1,057,290	4,400,369	2,918,349		
フ	18ホール未満 9ホールを 超えるもの	500円以上	1	20,249	1,660	18,589	9,295
		400円以上 500円未満	-	-	-	-	
		300円以上 400円未満	-	-	-	-	
		300円未満	-	-	-	-	
小計	1	20,249	1,660	18,589	9,295		
場	9ホール	500円以上	-	-	-	-	
		400円以上 500円未満	-	-	-	-	
		300円以上 400円未満	3	105,393	30,254	75,139	25,853
		300円未満	-	-	-	-	
小計	3	105,393	30,254	75,139	25,853		
合計	162	8,252,675	1,682,883	6,569,792	4,442,433		

- 注1 当該年度において課税されたものである。
 注2 「利用人員」は、年間延数である。
 注3 「非課税利用人員」は、地方税法第75条の2及び第75条の3に該当する者の合計である。
 注4 「施設数」は、令和5年2月末日現在の数である。

(2) 県税事務所別施設数

事務所名	中央	千葉西	船橋	松戸	柏	佐倉	香取	旭	東金	茂原	館山	木更津	市原	計
ゴルフ場	8	4	-	2	12	24	14	1	12	29	4	19	33	162